

**(仮称) 第六次甲府市総合計画
基本構想**

《案》

平成 27 年 7 月

《 目 次 》

| | | |
|---|-------|---|
| 1 | 都市像 | 1 |
| 2 | 将来人口 | 2 |
| 3 | 基本目標 | 4 |
| 4 | 施策の大綱 | 5 |

1 都市像

甲府市は、1519年の武田信虎による開府以来、山梨県の政治、経済、文化の、また、多くの人々が生活を営む暮らしの中心地として、約500年にわたる道のりを歩んできました。

しかしながら現在では、わが国が本格的な人口減少社会を迎える中、甲府市においても、人口減少・少子高齢化の進行が、都市としての活力の維持や安定的な行政サービスの提供に大きく影響を及ぼす重要な課題となっており、こうした状況に対応するまちづくりを進めていかなければなりません。

私たちのふるさと甲府市には、支え合い助け合いながらこのまちに誇りと愛着を持って暮らす「人」がいて、脈々と受け継がれてきた固有の歴史・文化や多様な都市機能を持つ活気に満ちた「まち」があり、暮らしに潤いと安らぎを与え続けてくれる「豊かな自然」があります。

また、リニア中央新幹線の新駅設置、中部横断自動車道や新山梨環状道路の整備などが進められ、これらを最大限活用することで甲府市を大きく発展させることのできる好機を迎えようとしています。

こうしたことを踏まえ、甲府市の財産とも言うべき「人」「まち」「自然」それぞれの素晴らしさが、より一層活かされ高められながら共生し、様々な課題を乗り越え明日への希望につながる明るい未来を創造していく都市を目指して、次のように都市像を定めます。

人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府

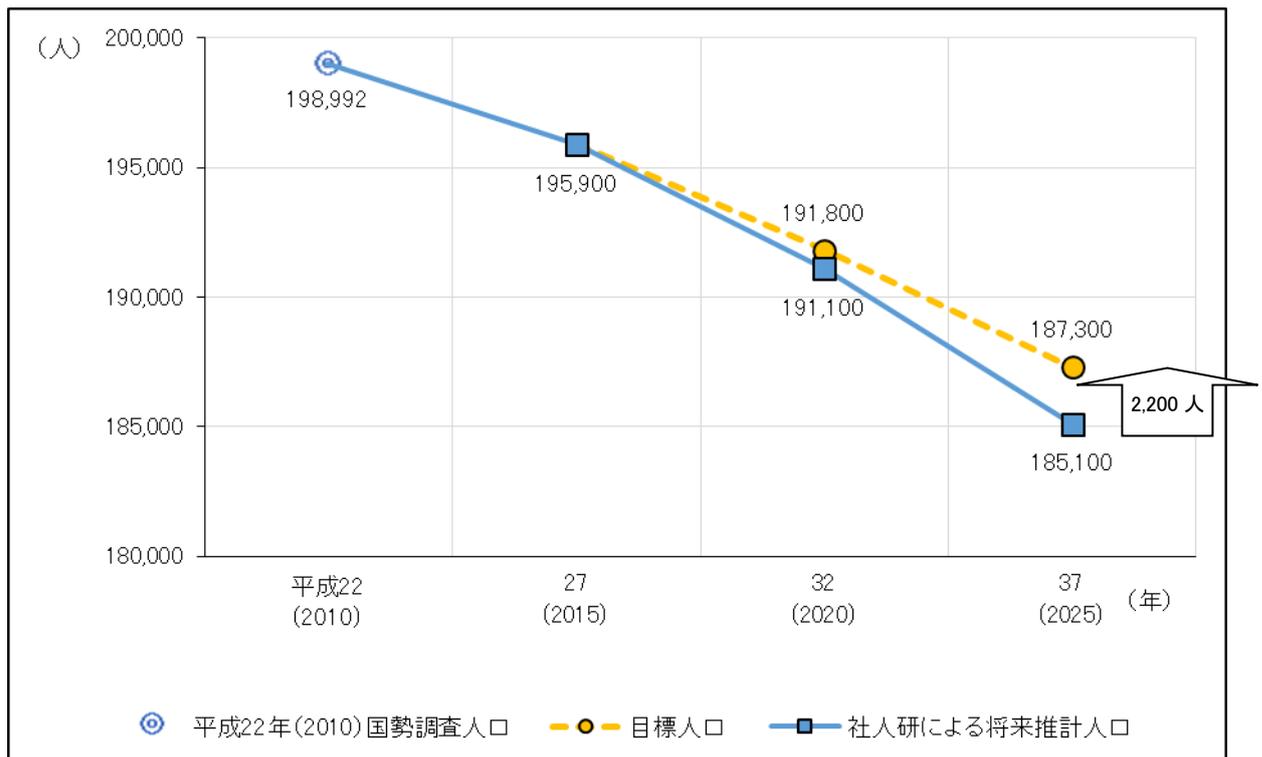
2 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）によると、甲府市の総人口は、基本構想の目標年度である平成 37（2025）年には 185,100 人と推計されており、平成 22（2010）年国勢調査人口の 198,992 人から約 13,900 人の減少が見込まれています。

安定的な行政サービスを提供し、地域の活力の維持向上を図るためには、人口の減少に歯止めをかけていかなくてはなりません。

出生率の向上や転入の促進と転出の抑制を図るための様々な施策に取り組むことにより、平成 37（2025）年における目標人口を、社人研推計人口と比較して、2,200 人増の 187,300 人と設定します。

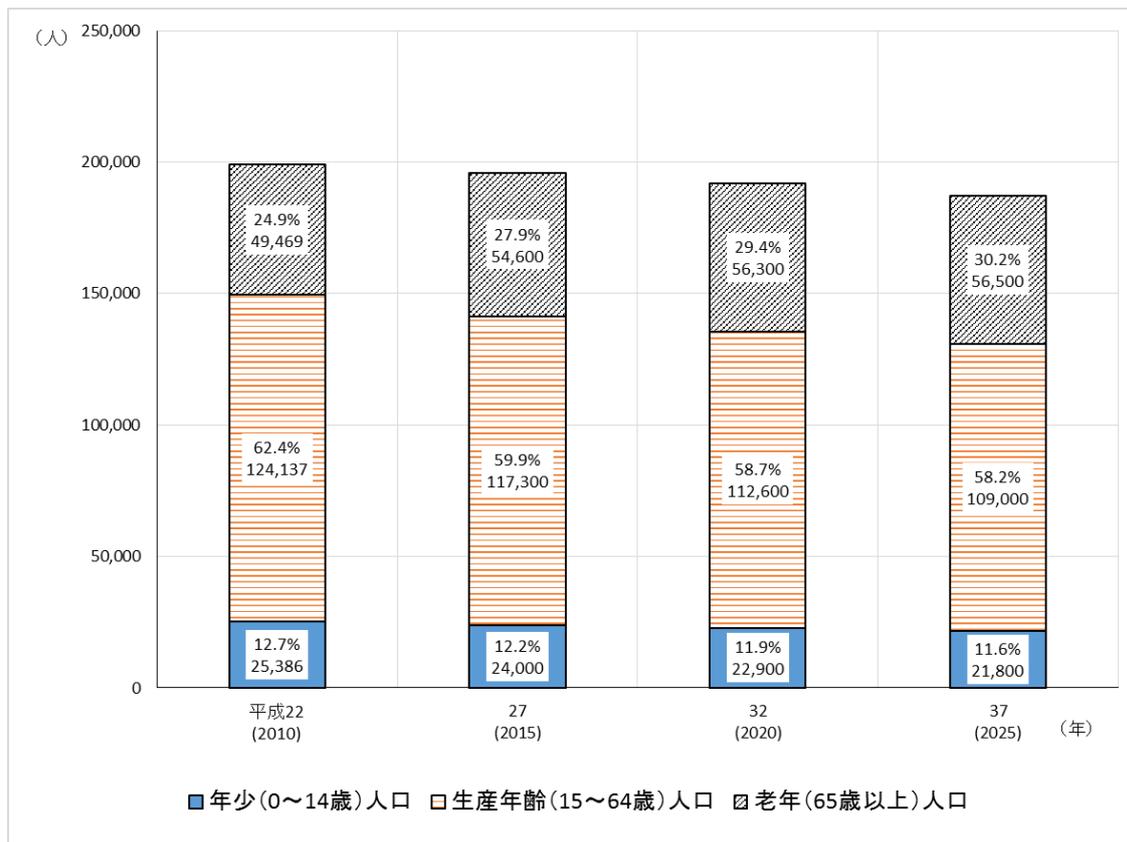
図表 総人口の推移



平成 37（2025）年目標人口：187,300 人

年齢3区分別に平成37（2025）年の目標人口を見ると、年少（0～14歳）人口は21,800人、生産年齢（15～64歳）人口は109,000人、老年（65歳以上）人口は56,500人となります。

図表 年齢3区分別人口の推移



資料：平成22年は国勢調査人口（年齢不詳を按分後）

3 基本目標

都市像を実現するため、基本目標を『人』『活力』『暮らし』『環境』の4つの視点から定め、まちづくりを進めていきます。

《基本目標1》

いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

安心して子どもを生み育てられる環境の充実を図るとともに、確かな学力や豊かな心が育まれる環境づくりを進め、いきいきと夢に向かって歩んでいける子どもたちを育むまちをつくりまします。

また、学習、スポーツや文化・芸術を通じて自己を高めるとともに、お互いを認め合いながら、個性と能力を発揮して輝いている人を育むまちをつくりまします。

《基本目標2》

魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

地域に根ざした産業や経済活動が盛んで、働く人がいきいきとし、発展を感じさせる活力あるまちをつくりまします。

また、特色ある地域資源やおもてなしの心がもたらすまちの魅力に、人が集い、交流が生まれる賑わいのあるまちをつくりまします。

《基本目標3》

安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

災害や犯罪、交通事故などに対する不安をなくし、安全で安心して暮らせるまちをつくりまします。

また、地域における支え合いを大切にしながら、高齢者や障がい者など誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちをつくりまします。

《基本目標4》

自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

豊かな自然が身近に感じられ、美しい街並みや清潔で快適な生活環境に囲まれた、安らぎと潤いのあるまちをつくりまします。

また、生活を支える機能的な都市基盤により、便利さが実感できるまちをつくりまします。

4 施策の大綱

「基本目標」を達成するための施策の方向性を「施策の大綱」として示します。

基本目標1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

①子ども・子育てへの支援

子どもを安心して生み育てることができ、子どもたちが笑顔で成長することができるよう、幼児教育や保育サービスの充実、経済的負担の軽減などにより、子育て家庭を支援するとともに、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めるなど、総合的な子ども・子育て支援に取り組みます。

②学校教育の充実

子ども一人ひとりが確かな学力、思い遣る心や生きる力を身に付けることができるよう、教育内容を充実するとともに、家庭や地域などと連携しながら、良好な教育環境の整備を図ります。

③青少年の健全育成

青少年が社会性や自立性を身に付け、責任を持って行動できる社会人として成長していくため、関係機関と連携しながら、学校、家庭、地域が一体となって、青少年にとって有害な環境の浄化活動を推進するなど、青少年の非行防止と健全育成に努めます。

【施策の柱】心豊かで輝く人を育む

①生涯学習の充実

市民が生涯にわたり学び続け、楽しみや生きがいを持つことで、自己の充実・啓発や生活の向上を図ることができるよう、学習機会や学習内容を充実するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる仕組みづくりに取り組みます。

②スポーツの振興

市民が生涯にわたり、身近な場所でスポーツに親しむことで、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、関係団体と連携し、生涯スポーツの普及をはじめ、競技力の向上やスポーツ施設の整備に取り組みます。

③文化・芸術の振興

市民が文化・芸術に親しむことで、豊かな感性を育むことができるよう、優れた文化・芸術に接する機会の提供や創作活動の場の充実に取り組むとともに、文化財の保存・活用を図ります。

④人権尊重・男女共同参画の推進

お互いを理解しながら個人が尊重される社会を実現するため、人権や平和の尊さに対する意識啓発に取り組むとともに、男女が均等に利益を享受し、責任も分かち合いながら社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた環境づくりを推進します。

⑤国際交流・多文化共生の推進

国際理解に対する市民意識を醸成し、外国人が訪れやすく、住みやすいまちにしていくため、姉妹都市などとの多様な国際交流活動を推進するとともに、市民と在住外国人が互いに認め合いながら、共に学び、協力し合う多文化共生に向けた環境整備に努めます。

基本目標2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

【施策の柱】産業を振興する

①商・工業の振興

活力ある商・工業の振興を図るため、魅力あふれる商店街の形成や起業・創業への支援を行うとともに、経営基盤の強化促進を図ります。また、ブランド力の強化に向けた産学金官などの連携の強化に努めます。

②農・林業の振興

農産物を安定して供給することのできる農業の振興に向け、農業の担い手の育成・確保、農地の有効活用や農産物のブランド化の推進に努めるとともに、生産基盤の整備を図ります。また、林業の活性化を図るため、適正な森林施業をはじめ、林道の整備、林業経営の安定化などに努めます。

③雇用対策の推進

勤労者がいきいきと働くことのできる就労環境を整備するため、関係機関と連携する中で、就業機会の確保への取組を支援するとともに、勤労者福祉の増進を図ります。

④卸売市場の活性化

生鮮食料品の安定供給を促進するため、卸売市場の効率的な運営に努めるとともに、施設の整備や機能強化を図ります。

【施策の柱】 交流と賑わいを創出する

① 観光の振興

多くの人々が訪れ交流する観光のまちづくりに向け、自然、歴史、文化、食、祭りなどの地域資源を活用した魅力の向上を図るとともに、観光情報を効果的に発信します。また、関係団体との連携を強化し、観光客の受入体制の整備を図ります。

② 中心市街地の活性化

中心市街地の賑わいの創出に向け、商店街、各種団体、事業者などの民間主体の活動を支援するとともに、歴史、文化、芸術などを活かした回遊を楽しむことのできる中心市街地の整備を図ります。

③ 移住・定住の促進

東京圏などからの移住・定住を促進して、将来にわたり地域の活力を維持するため、関係団体と連携する中で、U J I ターン希望者などへの最新の地域情報の提供や移住・定住に関する相談などに努めます。

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

①防災・危機管理対策の推進

災害に強いまちづくりを進めるため、災害に対する市民意識の高揚や自助・互助・公助の連携による地域防災力の向上を図るとともに、河川・水路の整備などに取り組みます。また、新たな危機事象に対処するための危機管理体制の強化に取り組みます。

②消防・救急体制の充実

市民の生命、身体や財産を保護するため、関係機関と連携しながら、複雑多様化する災害形態に的確かつ迅速に対応できる消防・救急体制の充実を図ります。

③防犯・交通安全対策の充実

犯罪や交通事故による被害を未然に防止するため、地域や関係機関と連携して、防犯や交通安全に対する意識の普及啓発を図るとともに、防犯活動や交通環境の改善に取り組みます。

④消費者保護の推進

消費者被害の未然防止や救済を図るため、関係機関と連携しながら、消費生活相談や啓発活動に取り組みます。

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

①地域福祉の推進

市民が共に思いやり、支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民の地域福祉活動への主体的な参加を促進するとともに、ボランティアなどの活動を支援しながら、保健、医療、福祉をはじめとする各分野の連携・協働による地域福祉を推進します。

②高齢者福祉の充実

高齢者が健やかにいきいきと暮らすことができるよう、地域包括ケア体制を確立する中で、生活支援や介護のサービスを適切に提供するとともに、介護予防や認知症対策を推進するなど、高齢者福祉の充実を図ります。

③障がい者福祉の充実

障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、障がいへの理解を深める中で、障がいのある人の生活を支える各種サービスを提供するとともに、社会参加を促進するなど、障がい者福祉の充実を図ります。

④社会保障の充実

市民の安定した生活と健康を支えることができるよう、生活困窮者に対し、個別の世帯の実情に配慮した適切な支援に努めるとともに、国民健康保険や介護保険などの健全な運営を推進します。

⑤健康づくりの推進

生涯を通じて市民が健やかに暮らすことができるよう、健康や食育に関する知識の普及啓発を図る中で、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、疾病予防や母子保健の充実を図ります。

⑥医療環境の充実

市民が安心して医療を受けることができるよう、地域の医療機関との連携と機能分担を推進し、医療支援体制の確立に努めるとともに、休日及び平日夜間における緊急医療体制の充実を図ります。

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

①自然環境の保全と地球温暖化対策の推進

豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、市民、事業者、行政が協働して、温室効果ガス排出抑制のための取組や環境美化活動を推進するとともに、環境保全意識の醸成に向けた情報の提供や環境教育の充実を図ります。

②公園の整備と緑化の推進

市民生活に潤いと安らぎを与える緑豊かな環境づくりに向け、身近な緑の保全や公共施設などの緑化に取り組むとともに、公園・緑地の整備を推進します。

③循環型社会の構築

循環型社会の構築に向け、市民、事業者、行政が協働して、ごみの一層の減量化・資源化に取り組むとともに、ごみ処理施設の整備などによる廃棄物の適正処理を推進します。

④良好な景観の形成

自然、歴史、文化を生かした美しく風格あるまちづくりに向け、市民参加による景観形成を促進するとともに、景観形成基準などに基づいた街並みや眺望の保全に努めます。

⑤住環境の向上

安全で良好な住環境を確保するため、市営住宅の計画的な修繕、改善などによる長寿命化を推進するとともに、民間住宅の耐震化の促進、空き家の適正管理と活用を図ります。

⑥水道水の安定供給

安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、健全で効率的な水道事業経営に努めるとともに、水道施設の計画的な整備・更新を図ります。

⑦生活排水の適正処理

快適な生活環境を確保するとともに、河川、水路など公共用水域の水質を保全するため、公共下水道施設などの計画的な整備・更新による生活排水の適正処理を推進します。

⑧生活衛生の充実

良好な衛生環境を保持するため、し尿の適正処理や斎場・墓地の整備を図るとともに、動物を適正に飼育し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めます。

【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

①公共交通の利便性の向上

公共交通機関を利用して、円滑な移動ができるよう、高齢者などの交通弱者をはじめとする利用者ニーズを踏まえる中で、地域特性や地域の実情に即した公共交通の確保を図るとともに、利用促進に努めます。

②道路の整備

広域的な地域連携の強化と交通混雑の緩和を図るとともに、日常生活の利便性を高めるため、幹線道路や生活道路の整備と維持管理に取り組みます。

③市街地の整備

都市としての便利さや暮らしやすさの向上を図り、活気ある市街地を形成するため、土地区画整理事業などによる整備を推進します。

④計画的な土地利用の推進

自然環境と都市環境の調和する秩序あるまちづくりに向け、長期的展望に立った計画的な土地利用を推進します。

基本構想の推進

基本構想を推進していくための基本的な方針を次のとおり示します。

①協働の推進

市民、NPO、事業者、行政などが、互いの立場を尊重し、同じ目的のために取り組む協働によるまちづくりを推進します。また、住民が主体となって地域課題を解決するための地域コミュニティづくりを支援するとともに、更なる市政への市民参画を促進するための市政情報の積極的な提供や広く市民の意見を聴く機会の充実を図ります。

②広域的な連携の推進

消防やごみ処理などの広域的な行政課題について、圏域住民に対して効率的・効果的に行政サービスが提供されるよう、広域的な連携を推進します。また、新たな広域連携制度を活用する中で、甲府圏域の中心都市として、圏域全体の発展に貢献できるよう努めます。

③持続可能な行財政運営

高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、最小の経費で最大の効果を挙げる行財政運営を行うため、自主財源の安定的な確保や効率的な財源配分に努める中で、適切な行政評価を活用した施策の展開を図ります。

また、市民の視点に立って、行政改革の更なる推進を図り、質の高い行政サービスの提供と簡素で効率的な組織機構の構築に取り組みます。

更には、県都として相応しい権限と責任を持ち、より一層の市民サービスの向上を図るため、中核市への移行を目指します。

④シティプロモーションの推進

選ばれる都市となり、持続的に発展していけるよう、本市の強みや魅力的な地域資源を活かした都市ブランドの確立を目指すとともに、多様なメディアや人的ネットワークを最大限活用した戦略的なシティプロモーションを推進します。